

2018年度 第1回

# 第3回（通常）総代会 議案書

とき : 2018年6月23日（土）10:00

ところ : 熊本県教育会館



熊本県小中学校生活協同組合  
**熊学生協**

## 第3回（通常）総代会・次第

開催日時：2018年6月23日（土）10:00～

開催場所：熊本県教育会館（熊本市中央区九品寺1-11-4）

<受付> 9:30～（委任状、書面議決書の締切：10時）

1. 成立宣言・開会挨拶
2. 議長選出
3. 議事運営委員の選任
4. 資格審査委員の選任
5. 書記任命
6. 理事長挨拶
7. 議事運営について提案
8. 資格審査の結果報告
9. 議 事

第1号議案 2017年度事業報告及び決算関係書類承認の件	P 4
(1) 2017年度事業報告	P 4～
(2) 2017年度決算報告	P 9～
(3) 2017年度剰余金処分案	P 12
(4) 2017年度監査報告	P 13
第2号議案 2018年度事業計画及び予算決定の件	P 14～
第3号議案 役員報酬決定の件	P 17
第4号議案 議案決議効力発生の件	P 17

<資料>

定 款	P 18～
総会及び総代会運営規約	P 24～
総代選挙規約	P 26～
2018年度総代名簿	P 27

10. 議長解任
11. 閉 会

# 第1号議案 2017年度事業報告及び決算関係書類承認の件

## 【第1号議案—1】 2017年度事業報告

### I 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 1. 主な事業種目

事業種目	主な事業品目・内容等
保険共済の斡旋事業	かんぽ生命、太陽生命、日本生命、熊本県教職員組合取扱い保険
協同施設事業	組合員活動室の管理運営
教育活動事業	内部研修：生協設立当初のスタッフ研修、組合員研修

#### 2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

##### 【事業の経過及びその成果】

2017年10月2日に設立登記し、熊本県教育会館から事業譲渡された保険共済の斡旋事業と、当生協組合員に係る熊本県教職員組合の保険共済事業の業務受託事業を設立当初の事業として開始しました。保険共済関係の事業は、生協組合員のくらしの保障に関する重要な業務として、組合員との対応、関係先との諸手続き、個人情報を含めた関係書類等の処理・管理等、すべての業務において丁寧な業務執行スタイルの確立に努めてきました。

教育会館からの譲渡事業では、契約者の当生協への加入手続きに時間を要しましたが、丁寧な対応を心掛け1月までにすべての契約について整理が完了しました。現在教育会館及び教職員組合の個人保険事業から取り扱いを開始していますが、関係団体が取り扱っていない保障分野での団体保険の開発に向け検討と商談を進めています。

組合員のための協同施設として「組合員活動室（約30㎡）」を運営しています。毎月5～10件の利用があります。

教育活動としては、設立当初のスタッフ養成として「定款や諸規定に基づく機関運営、期待に応える組合員対応」等の研修・実践を行っています。また、ホームページによる情報開示と当生協の運営方針等についての学習資料の提供を進めたいと考えています。まだ運営体制が不十分で、内部スタッフの研修も十分ではありませんので、今後少しずつ充実させていく計画です。組合員対象に「熊学生協・見学会」を2月3日に開催し、22名の申込、18名の参加がありました。生協本部の見学と、運営方針や事業について説明することができました。

##### 【対処すべき重要な課題】

加入いただいたすべての組合員の期待に応える事業を展開することが課題です。供給事業では、すでに多くの組合員が地域生協での共同購入や個配・店舗等を利用しています。後発の生協としては、地域生協と競合することなく、教職員に特化した事業とする方針で検討を行います。

#### 3. 資金調達状況

2018年3月31日現在 (単位：円)

調達方法	金額
組合員出資金	23,151,000
金融機関	0
組合員借入金	0
その他	0

#### 4. 賃貸借契約等の状況

2018年3月31日現在 (単位:円)

契約名称	契約先 内容	賃借料 (月額、税別)
貸室賃貸借契約	熊本県教育会館 4階 貸室 8.8坪	賃料 79,200
		共益費 4,400
教育会館付設 駐車設備利用契約	熊本県教育会館 1階 駐車設備 2区画	普通自動車 1台 10,000
		軽自動車 1台 8,000
電話機設備利用契約	電話機設備 3台	5,100

#### 5. 他の法人との業務提携の状況

2018年3月31日現在 (単位:円)

契約名称	契約先 内容	金額等 (税別)
事業譲渡契約書	熊本県教育会館 個人保険団体取扱	譲渡価額 343,542
		支払 初年度 13,542
		2~12年度 30,000
団体取扱い協定書	かんぽ生命 太陽生命 日本生命	収納手数料 収納額の3%
フレッツアクセスサービス	NTT西日本 フレッツ光初スト ひかり電話オフィス	月額 4,300
		月額 3,200
給与計算業務委託契約	肥銀コンピュータサービス	処理料 1人1回 500
ホームページ・サービス	オフィス・ウェブラン	初期費用 21,000
		年額 254,786
業務委託契約書	熊本県教職員組合	保険料収納手数料 50% 業務管理費 月額1,000,000
業務委託契約書	厚生情報センター	システム利用料 45,000 管理事務料 実績に応じ 収納手数料 実績に応じ

#### 6. 教育事業の状況

2018年3月31日現在 (単位:円)

当期の予算額		240,000
教育事業等の使途		
科目	内容	金額 (税別)
委託費	ホームページ制作・運営費	254,786
教育文化費	熊学生協・見学会	24,433
教育文化費	組合員活動室運営費	0

## II 組合の組織運営の状況に関する事項

### 1. 2017年度における総代会の開催状況

#### (1) 通常総代会

総代会開催日	2017年10月12日(土)	
総代会日現在総代数	102人	
出席総代	本人	9人
	代理人(委任)	0人
	書面	78人
	計	87人
(重要な議事、議決事項及び議決状況)		
第1号議案	生協設立からの経過の件(報告)	賛成多数で可決承認
第2号議案	事業計画及び予算決定の件	賛成多数で可決承認
第3号議案	役員報酬決定の件	賛成多数で可決承認
第4号議案	役員選任の件	賛成多数で可決承認
第5号議案	議案決議効力発生の件	賛成多数で可決承認

#### (2) 臨時総代会

総代会開催日	2018年1月26日(金)	
総代会日現在総代数	102人	
出席総代	本人	5人
	代理人(委任)	0人
	書面	89人
	計	94人
(重要な議事、議決事項及び議決状況)		
第1号議案	「熊本県生活協同組合連合会」及び「日本生活協同組合連合会」への加入の件	賛成多数で可決承認
第2号議案	定款改正(事業品目の追加)の件 熊本県消費生活課との事前協議により今回の議事から取下げ	
第3号議案	議案決議効力発生の件	賛成多数で可決承認

### 2. 組合員に関する事項

2018年3月31日現在 (単位:円)

区分	組合員数(人)	出資口数(口)	組合員出資金総額(円)
設立登記時	527	20,058	20,058,000
当期増加分	101	3,103	3,103,000
当期減少分	1	10	10,000
当期末現在	627	23,151	23,151,000

### 3. 役員に関する事項

\* 年齢は、2018年3月31日現在

役職	氏名	年齢	職業及び主要経歴
代表理事 理事 (非常勤)	島田 末吉	63	元熊本県学校教諭 熊本県教職員組合委員長 熊本県教育会館理事長
理事 (非常勤)	松崎 哲郎	55	元熊本県学校教諭 元熊本県教職員組合委員長 熊本県教職員厚生情報センター所長
代表理事 専務理事 (常勤)	西嶋 正	64	元熊本県学校教諭 元熊本県教育会館専務理事 元コープ熊本理事長
理事 (非常勤)	今村 良博	57	元熊本県学校教諭 元熊本県教職員厚生情報センター所長 熊本県教育会館専務理事
理事 (非常勤)	岩田 智子	56	元熊本県学校教諭 元熊本県教職員組合委員長 熊本県議会議員
理事 (非常勤)	佐方 直美	62	当生協常勤職員
理事 (非常勤)	高橋 章夫	66	元熊本県学校教諭
理事 (非常勤)	竹田 妙子	58	熊本県学校教諭 熊本県教職員組合副委員長
理事 (非常勤)	東 市子	68	元熊本県学校教諭 元熊本県教職員組合委員長
代表監事 (非常勤)	上杉 謙一郎	51	熊本県学校教諭 熊本県教職員組合書記長
監事 (非常勤)	堀内 敬明	62	元熊本県学校教諭
監事 (非常勤)	吉永 賢一郎	41	公認会計士 ユース会計社

### 4. 職員に関する事項

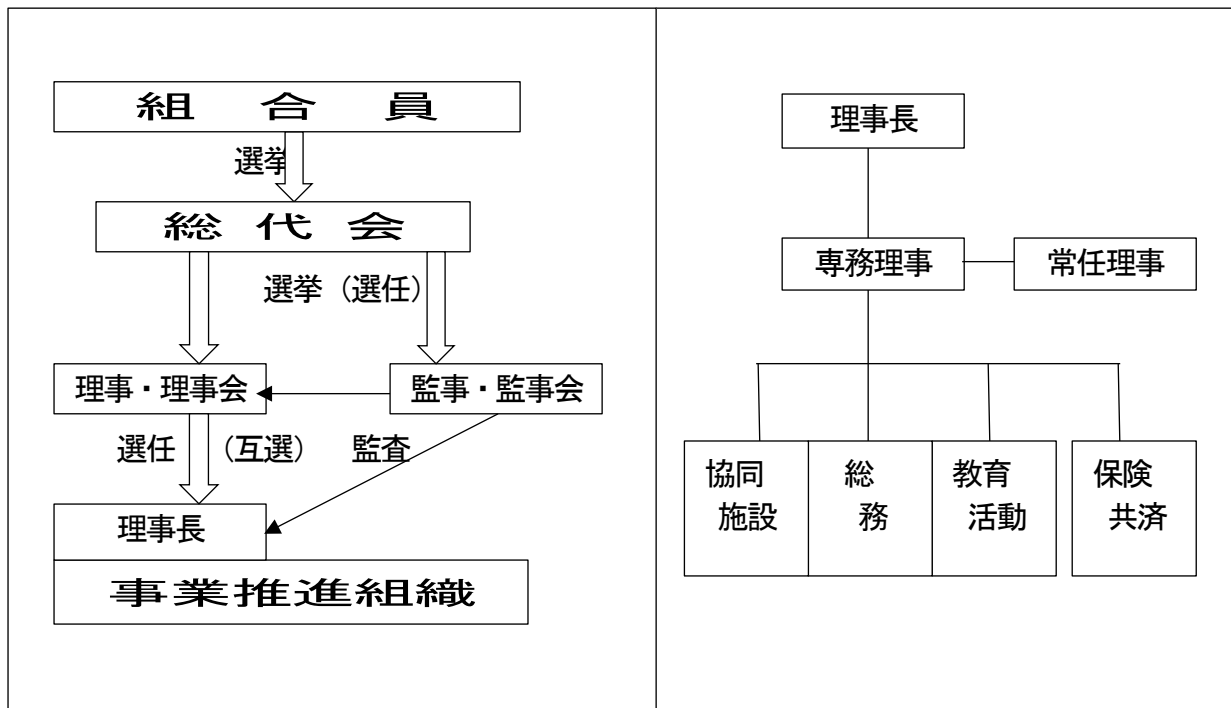
2018年3月31日現在

区分	期首人数	期末人数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	2	2	51.5歳	0.5年

## 5. 組合の運営組織に関する事項

### (1) 機関運営組織

### (2) 事業推進組織



## 6. 施設の設置状況に関する事項

施設名	所在地	床面積	摘要
組合事務所	熊本市中心区九品寺1-11-4 熊本県教育会館4階	8.8坪	賃借
組合員活動室	熊本市中心区九品寺1-11-4 熊本県教育会館3階	9.06坪	無料貸与

## 7. 他法人への加盟・加入等に関する事項

(単位：円)

法人の名称	加盟・加入日	出資金等の額	会費等の額
熊本県教職員厚生情報センター	2017年 9月1日	0	利用高制
九州労働金庫	2018年11月1日	10口 10万	0
熊本県生活協同組合連合会	2018年 4月1日	1口 1万	月額 5千
日本生活協同組合連合会	2018年 4月3日	1口 1万	月額 3千

**[第1号議案—2] 2017年度決算報告**

**1. 貸借対照表**

2018年3月31日現在 (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>25,956,862</b>	<b>III 流動負債</b>	<b>1,357,462</b>
1 現金・預金	25,856,862	1 未払金	8,370
2 有価証券	100,000	2 未払法人税等	449,400
<b>II 固定資産</b>	<b>0</b>	3 未払消費税等	259,500
1 無形固定資産	65,010	4 預り金	640,192
営業権	65,010	<b>IV 固定負債</b>	<b>839,225</b>
		1 長期未払金	371,025
		2 退任・退職給付引当金	468,200
		<b>負債合計</b>	<b>2,196,687</b>
		<b>(資本の部)</b>	
		<b>V 出資金</b>	<b>23,151,000</b>
		1 組合員出資金	23,151,000
		① 期首出資金	20,058,000
		② 前期分配当金	0
		③ 期中出資金	3,093,000
		<b>VI 剰余金</b>	<b>674,185</b>
		1 繰越利益剰余金	674,185
		<b>資本合計</b>	<b>23,825,185</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,021,872</b>	<b>負債・資本 合計</b>	<b>26,021,872</b>



## 2. 損益計算書

第1期 自2017年10月2日 至2018年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額		
I 保険・共済の斡旋事業			13,476,519
1 個人保険収入		4,176,519	
2 団体保険収入		3,000,000	
3 出向職員人件費受入		6,300,000	
II その他事業収入			0
<b>事業総剰余金</b>			<b>13,476,519</b>
III 事業費用			12,093,507
1 人件費		8,416,172	
(1) 役員報酬	2,872,200		
(2) 給料手当	3,987,440		
(3) 退任・退職給付引当	468,200		
(4) 福利厚生費	1,088,332		
2 物件費		3,677,335	
(1) 会議費	71,140		
(2) 教育文化費	24,433		
(3) 通信運搬費	94,028		
(4) 消耗品費	161,009		
(5) 水道光熱費	40,237		
(6) 地代家賃	541,728		
(7) 賃借料	139,536		
(8) リース料	13,909		
(9) 減価償却引当	159,866		
(10) 保険料	105,000		
(11) 委託料	1,081,071		
(12) 雑費	5,450		
(13) 租税公課	6,850		
(14) 開業費支出	1,233,078		
<b>事業剰余(損失)金</b>			<b>1,383,012</b>
IV 事業外収入			86
1 受取利息		86	
2 受取配当金		0	
3 雑収入		0	
V 事業外費用			0
1 支払利息		0	
2 雑損失		0	
<b>経常剰余(損失)金</b>			<b>1,383,098</b>
VI 特別利益			0
VII 特別損失			0
<b>税引前当期剰余(損失)金</b>			<b>1,383,098</b>
<b>法人税等</b>			<b>708,913</b>
<b>当期剰余(損失)金</b>			<b>674,185</b>
<b>当学期首繰越剰余(損失)金</b>			<b>0</b>
<b>積立金取崩額</b>			<b>0</b>
<b>当期末処分剰余(損失)金</b>			<b>674,185</b>

### 3. 決算関係書類の内容を補足する重要な事項

#### (1) 主要な資産の内容

##### ① 現金預金の明細

(単位：円)

科目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現金預金	現 金	0	0	0
	普通預金 (本会計)	0	1,597,470	1,597,470
	普通預金 (消費税)	0	0	0
	普通預金 (出資金)	0	23,151,000	23,151,000
	普通預金 (退職給付金)	0	468,200	468,200
	普通預金 (預り金)	0	640,192	640,192
	普通預金 (保険料収納)	0	0	0
	合 計	0	25,856,862	25,856,862

##### ② 未収金等の明細

該当事項はありません。

##### ③ 有価証券の明細

(単位：円)

科目	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
有価証券	出資金 (九州労働金庫)	0	100,000	100,000

#### (2) 主要な負債の内容

##### ① 未払金等の明細

(単位：円)

科目 (相手先)	金 額
通信運搬費 (NTT光フレッツ)	8,370

##### ② 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法人税	238,600
控除所得税他	13
地方法人税	10,400
県民税	29,400
市町村民税	93,700
事業税	54,000
地方法人特別税	23,300
消費税	259,500
合 計	708,913

## 【第1号議案—3】 2017年度剰余金処分案

(単位：円)

項目	金額
I 当期剰余金	674,185
II 剰余金処分数額	
1. 法定準備金	100,000
2. 出資配当金	231,510
合計	331,510
III 次期繰越剰余金	342,675

上記のとおり提案いたします。

2018年6月23日

熊本県小中学校生活協同組合

代表理事 理事長 島田 末吉

### 注記

1. 法定準備金、有価証券、教育事業等繰越金

法定準備金は、定款の定め「出資総額に達するまで、剰余金の10分の1以上に相当する額」を満たしています。

九州労働金庫への会員登録のため有価証券としての出資金（証書）を保有しています。

教育事業等繰越金（定款の定め「剰余金の10分の1以上に相当する額」）は、次期繰越金に含みます。
2. 出資配当の額

2017年9月21日から2018年3月31日までの期間の出資金に対して、1%（税引後、0.7958%）の出資配当を行います。
3. 出資配当の対象者

通常総代会当日に在籍する組合員の、2018年3月31日現在の払込出資額に応じて出資配当を行います。
4. 出資配当の処理

出資配当金（税引後）は、出資金に振り替えさせていただきます。6月29日に実施予定。
5. 出資配当の公告

本総代会終了後、出資配当の実施を「事務所の入口」及び「熊学生協ホームページ」にて公告を行います。

# 【第1号議案—4】 2017年度監査報告

第1号議案に対する監査報告

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、2017年10月2日から2018年3月31日までの第1期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

#### (3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、且つ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

### 3. 追記事項

追記事項は特にありません。

2018年 5月 1日

熊本県小中学校生活協同組合

代表監事 上 杉 謙 一 郎 ㊞

監 事 堀 内 敬 明 ㊞

監 事 吉 永 賢 一 郎 ㊞

## 第2号議案 2018年度事業計画及び予算決定の件

### 【第2号議案—1】 2018年度事業計画

2018年度は、熊学生協設立後第2期目の事業年度となります。第1期は設立後の組織運営に力を注いできましたが、第2期目の課題は事業の伸張です。600余名の組合員と2人の職員という小規模生協ではありますが、協同互助の生活協同組合の理念を事業において具体化させる取り組みを1歩1歩進めていくこととなります。

定款で定める事業の種目のそれぞれについて、内容を広げ深めていきます。また、定款の定めのない供給事業についても組合員の期待に応えられるよう検討を始めます。

#### 中期3カ年計画の基本方針（2018年度～2020年度）

1. 組合員の相互扶助（共助）を進めるため、助け合い共済を開始します。また「100歳寿命の時代」を見据えた団体保険を導入し、相互扶助の保障制度の確立を目指します。
2. 個人保険の団体取扱の拡大で、組合員のライフプラン（自助）を支援します。
3. 教職員に特化した供給事業の開始に向け、検討を開始します。

#### 1. 保険共済の斡旋事業

当組合は、協同組合の理念である協同互助を進めるため、組合員の相互扶助（共助）を目的とした『熊学生協 助け合い（慶弔）共済・ゼロ』を開始します。当組合の組合員全員加入で、掛金は当組合が負担します。

個人保険の団体取扱は、現在3社の取扱いを行っています。組合員からは、他社の保険についても当組合に集約したいとの声をいただいています。3社以外に広げる商談を開始します。

団体保険については、既にいくつかの団体が取扱いを行っています。しかし「寿命100歳時代」が到来し、「働き方改革」が喫緊の課題になっています。既存の団体保険の保障では、リスク対応できない状況がありますので、新しいリスクに対応できる団体保険の導入は当組合に求められる分野だと考えます。既に検討に入っていますが、導入には条件整備に相当の時間が必要となりますので、商談を加速させ次年度の導入を目指します。

#### 『熊学生協 助け合い（慶弔）共済・ゼロ』

1. 目的 : 熊学生協・組合員の相互扶助（共助）としての見舞金制度を導入
2. 契約者 : 熊学生協
3. 被保険者 : 熊学生協・組合員
4. 保障内容 : ①交通事故死亡・高度障害 500,000円  
②交通事故傷害入院 1日1,000円
5. 保障期間 : 当生協へ加入された翌々月から脱退された月まで

#### 2. 協同施設事業

「組合員活動室」は、熊本県教職員組合・厚生部から無償貸与を受け、管理・運営を行っています。利用方法等の情宣を行い、組合員の活動を支援します。

また、組合員の声をもとに、組合員の交流を図る企画を年に3回程度開催します。

### 3. 教育活動事業

当組合が目指す生協の理念の実現に向けて「教育活動事業」を行います。

当組合を運営するスタッフの研修として、日本生協連合会が行う「セミナー」を受講し、組合運営と業務執行能力の向上を目指します。

組合員の教育活動としては、「組合員の集い」等の組合員の交流・研修の機会を提供します。内容については、組合員の声を参考にするとともに、教職員組合等と意見交換し共同開催が可能かについても検討します。

### 4. 予算の編成方針

第1期の事業年度は、設立時の運営体制の確立を中心課題としていましたが、2018年度の第2期は事業の伸張路線に入っていきます。そのためには投資的経費が必要となりますが、収入より支出が先行することが予想されます。必要な資金は組合員出資金で対応しますが、経費については可能な限り緊縮体制を維持します。

# [第2号議案—2] 2018年度予算

## 1. 収支予算書

科 目		第2期 自2018年4月1日 至2019年3月31日		(単位:円)
		2017年度実績	2018年度予算額	増減額
<b>I 収入</b>				
1	受取手数料・委託料	7,176,519	11,000,000	3,823,481
1	個人保険	4,176,519	6,200,000	2,023,481
2	団体保険	3,000,000	4,800,000	1,800,000
2	雑収入	86	0	▲86
3	借入金	0	0	0
4	繰入金	0	0	0
5	退任・退職給付引当受人	0	0	0
6	賞与引当受人	0	0	0
7	出向職員人件費受人	6,300,000	12,720,000	6,420,000
当期収入計		13,476,605	23,720,000	10,243,395
前期繰越金		0	242,675	242,675
収入合計		13,476,605	23,962,675	10,486,070
<b>II 支出</b>				
1	人件費	8,416,172	17,630,000	9,213,828
1	役員報酬	2,872,200	6,030,000	3,157,800
2	給料手当	3,987,440	8,000,000	4,012,560
3	退任・退職給付	0	0	0
4	退任・退職給付引当	468,200	970,000	501,800
5	賞与引当	0	0	0
6	福利厚生費	1,088,332	2,510,000	1,421,668
7	出向職員人件費	0	0	0
8	雑給	0	120,000	120,000
2	物件費	3,471,320	5,620,000	2,148,680
1	会議費	71,140	360,000	288,860
2	旅費	0	120,000	120,000
3	教育文化費	24,433	240,000	215,567
4	事業広報費	0	60,000	60,000
5	通信運搬費	94,028	240,000	145,972
6	消耗品費	161,009	240,000	78,991
7	備品費	0	0	0
8	システム開発費	0	0	0
9	印刷製本費	0	120,000	120,000
10	水道光熱費	40,237	100,000	59,769
11	地代家賃	541,728	1,100,000	558,272
12	賃借料	139,536	150,000	10,464
13	リース料	13,909	120,000	106,091
14	減価償却引当	159,866	0	-159,866
15	保険料	105,000	390,000	285,000
16	委託料	1,081,071	1,890,000	808,929
17	研修採用費	0	0	0
18	調査研究費	0	50,000	50,000
19	諸会費負担金	0	100,000	100,000
20	諸謝金	0	0	0
21	渉外費	0	120,000	120,000
22	有価証券支出	100,000	20,000	▲80,000
23	事業譲渡金支出	0	50,000	50,000
24	繰出金	0	0	0
25	雑費	5,450	120,000	114,550
26	租税公課	6,850	30,000	23,150
27	開業費支出	1,233,078	0	▲1,233,078
支出計		12,193,507	23,250,000	11,056,493
III 当期収支差額		1,283,098	470,000	▲813,098
IV 法人税等		708,913	1,000,000	291,087
V 当期剰余金		574,185	▲530,000	▲1,104,185

### <引当金等の当期末の累計>

科 目		2019年3月31日現在 (単位:円)			
		前期末まで累計	当期支出額	当期引当・積立額	当期末まで累計
法定準備金		100,000	0	100,000	100,000
引当金	1 退任・退職給付引当	468,200	0	0	1,438,200
	2 賞与引当	0	0	0	0
	3 減価償却引当	159,866	0	0	159,866
	4 出資配当引当	231,510	231,510	0	0
積立金	1 システム積立	0	0	0	0
	2 備品積立	0	0	0	0
	3 その他積立金	0	0	0	0
有価証券		100,000	0	20,000	120,000

注記 収支予算書の「I収入の部の前期繰越金」には、有価証券100,000円の額を含めていない。

### 第3号議案 役員報酬決定の件

当期の役員の年間報酬額は、下記の総額の範囲とします。その範囲内における各役員の報酬額及び支給方法などは、理事に関しては理事会の、監事に関しては監事会の協議に一任するものとします。

(1) 2018年度の役員の報酬額

① 理事（8人）の報酬	総額	1,000万円
② 監事（3人）の報酬	総額	100万円

(2) 対象期間

2018年7月から2019年6月までの12ヶ月間

### 第4号議案 議案決議効力発生の件

各議案の議決の本旨に反しない範囲の字句の修正は、理事会に一任することとします。



## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下、「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、熊本県小中学校生活協同組合という。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の共済を図る事業及び保険の斡旋を図る事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、熊本県小中学校及びその他教育関係機関の職域とする。

(事業所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を熊本県熊本市に置く。

## 第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務地を有する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域内に勤務していた者でこの組合の事業(施設)を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると決議した場合は、この限りではない。

3 この組合は前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知をうけた者は、速やかに出資金の払い込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払い込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員が、第9条に定める住所の変更の届け出を2年間行わなかったときは、全項に定める脱退の予告があったものとし、別に定める手続きによって住所の確認ができなかった組合員について、脱退したものとみなす。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除 名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業(施設)を利用しないとき
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払いを怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払い戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資金額に相当する額
- (2) 第11条3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資金額の2分の1に相当する額

2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出 資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することができる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

3 組合員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

- 第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した場合は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

### 第3章 役 職 員

(役員)

第18条 この組合に次の役員をおく。

- (1) 理事 8人以上、12人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員を選任)

- 第19条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総代会において選任する。
- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選任することができる。
- 3 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員を補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

- 第21条 理事の任期は2年、監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事又は使用人
- (2) 組合の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。
- 6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
  - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
  - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
- 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 8 第5項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。
- 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為することについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない。
  - (1) 理事 次に掲げる行為
    - イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
    - ロ 虚偽の登録
    - ハ 虚偽の公告
  - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき
  - (2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
  - (3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- 2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事長が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

- 2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
- 3 第1項の報酬の算定方法については、規定をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事）

第28条 理事は、理事長1名、専務理事及び常務理事若干名を理事会において互選する。また、必要に応じ副理事長を置くことができる。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長、副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、組合業務の執行を分担し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

（理事会）

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（理事会招集手続き）

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

（理事会の議決事項）

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

（1）この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

（2）総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項

（3）この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

（4）取引金融機関の決定

（5）前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

（理事会の議決方法）

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときは除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を各事務所に備え置かなければならない。

（1）定款

（2）規約

（3）理事会の議事録

（4）総代会の議事録

（5）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損益処理案（以下、「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告書を含む）

2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又は組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

7 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

8 監事は、総代会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

9 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

10 理事長は、前項のものに対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

11 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

（理事の報告義務）

第36条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差し止め）

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監事の代表権）

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

（1）この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

- (2) この組合が、6月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この組合が、6月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この組合が、裁判所から、6月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差し止め)

第39条 6月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者の中から、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、100人以上150人未満としその定数は総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を経て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないときは、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続き)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書(監査報告を含む。)を提出しなければならない。

(総代会提出議案・書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の議決)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資1口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

4 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総代会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総代会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第85条及び第86条による。

- (1) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明するために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明することにより組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出口票数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決する場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。

ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決が合った場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にならなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第66条 第51条から第55条まで及び第58条から第64条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第62条第1項中「組合員」とあるのは「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第63条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総会及び総代会運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活の共済を図る事業及び保険の斡旋を図る事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業及び個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業
  - (2) 教職員共済生活協同組合の行う共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業
  - (3) 各種保険の団体扱いの斡旋及び各種保険の斡旋を行う事業
- 2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、会議室とする。
- 3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演会、講習会、見学会、研究会とする。

## 第6章 会計

(事業年度)

第70条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第71条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第73条 この組合は、出資総額に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の、てん補に当てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第74条 この組合は、毎年事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第4号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることのできる。

2 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定により繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第75条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第76条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下、「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第74条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下、「法定準備金等の金額」という。)を控除した後、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度、利用した事業の種類別及び分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)提出してこれをしなければならぬ。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定により利用分量割戻金の積み立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じて、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払いを行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第77条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払い方法を明確に定めている場合には、第5項の既定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払いを行うことができる。

8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払いを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払いを行えなかつたときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

9 この組合は、各事業年度の出資配当金のうち、前項に定める期間内に支払うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(端数処理)

第78条 前2条の規定による割戻金を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第79条 この組合は、剰余金について、第75条の規定により組合員への割戻しを行った後におよばぬ残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第80条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第81条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第82条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解 散

(解 散)

第83条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

(2) 合併

(3) 破産手続き開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。
- 3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。  
（残余財産の処分）

第84条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資金に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

## 第8章 雑則

（公告の方法）

第85条 この組合の公告は以下の方法で行う。

- （1）事務所の店頭に掲示する方法
- （2）電子公告による方法
- 2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の（1）、（2）に規定する方法により行うものとする。
- 3 前2項において、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、熊本日日新聞社への掲載を持ってこれに代える。  
（組合の組合員に対する通知及び催告）

第86条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第87条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続き、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

## 附則

（施行期日）

- 1 この定款は、この組合成立の日から施行する。  
（成立当初の役員の任期）
- 2 この組合の成立当初の役員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年をこえてはならない。  
（成立当初の事業年度）
- 3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第70条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年3月31日までとする。

### 熊学生協規定② 総会及び総代会運営規約（2017年7月12日制定施行）

（目的・適用）

第1条 この規約は、定款第67条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

（資格審査）

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名又は記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条第3項の規定により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの組合に提出するものとする。

（開会）

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する

（議長）

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は2名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

（議事運営委員、資格審査委員及び書記）

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員の選任を総代会に諮るとともに、書記1名を指名する。

（議事運営委員会）

第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代及び理事若干名を持って構成し、委員長を互選する。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行う。

（資格審査委員会）

第7条 総代会は、総代の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

（議題の付議）

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議することを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

（発言）

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係するものでなければならぬ。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認められたとき、又は以下の各号に該当すると認められたときは、議長は必要な注意を与え、又はその発言を中止させることができる。

- (1) 発言が重複するとき
- (2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき
- (3) その他議事を妨害し、又は議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

- (1) 総代又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 前条に定める議長の注意又は発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者
- (3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第13条 総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないとして認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、10名の総代の賛同を要する。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対のものとみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）を提出するには、10名の総代の賛同を要する。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問又は意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑及び討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が湧出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続き)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。

2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。ただし、原案と修正動議を一括して審議した場合は、議長の判断により原案から採決することを妨げない。

5 棄権票は出席総代の議決件数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合は、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特別の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第22条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過及び結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届出を要する。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(総代会の規定の準用)

第25条 第1条から第24条までの規定は、総会について準用する。この場合において、条文中の「総代会」とあるのは「総会」と、「総代」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。又第14条第1項及び第15条第2項中「10名の総代」とあるのは「50名の組合員」と読み替えるものとする。

(傍聴)

第26条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。



2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(改 廃)

第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

(附 則)

1. この規約は、平成29年7月12日熊本県小中学校生活協同組合創立総会にて制定する。

2. この規約は、この組合成立の日から施行する。

### 熊学生協規定③ 総代選挙規約 (2017年7月12日制定施行)

(総 則)

第1条 定款第45条及び第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選挙区)

第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。

2 選挙区については理事会で定める。

(定 数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条の定める範囲において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、総代の選挙の実施にあたり、理事会の同意を得て総代選挙管理委員4名を指名する。

2 総代選挙管理委員は、(以下、「管理委員」という。)は総代選挙管理委員会(以下、「管理委員会」という。)を構成し、総代選挙管理委員長(以下、「管理委員長」という。)を互選する。

3 管理委員会は総代選挙に係る事務を統括する。

4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、総代の任期満了日の30日前までに、以下の事項について公告しなければならない。

(1) 第2条による選挙区及び第3条による選挙区ごとの定数

(2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 総代選挙において選挙権および被選挙権を有する者は、その年の4月1日の組合員名簿に登録されている者とする。ただし、第13条による補充選挙においては、管理委員会の定める日の組合員名簿に登録されている者とする。

(候補者登録)

第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または選挙権を有する組合員の中から候補者を推薦することができる。ただし、役員及び管理委員は候補者になることができない。

2 前項において候補者を推薦するときは、推薦を受ける者の同意をあらかじめ得ておかななければならない。

3 候補者は、当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取り消すことができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(選 挙)

第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を超えた選挙について、投票をもって行う。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2 前項により投票を行う選挙区については、その選挙区における投票に係る事務を管理するために選挙区選挙委員会(以下、「選挙委員会」という。)をおく。

3 理事長は、選挙委員会を構成する委員若干名を、管理委員会の同意を得て指名する。ただし、候補者を委員として指名することはできない。

4 選挙委員会は選挙区選挙委員長(以下、「選挙委員長」という。)を互選する。

5 選挙委員長は、投票を行う日の7日前までに、次の事項を公示しなければならない。

(1) 候補者の氏名

(2) 投票の日時および場所

(3) 投票の方法

6 選挙委員会の議事については、第4条第4項を準用する。

(投 票)

第9条 投票は、第6条による候補者を被選挙人として、無記名連記制により行う。

2 投票は組合員自ら行わなければならない。代理人により投票することはできない。

3 次の投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの。

(2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの

(3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの

(4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの

(5) 定数を超える数の被選挙人の氏名を記入したもの

(6) 白票

4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については抽選により順位を定め、その順により当選人とする。

5 前項により当選人が決定したときは、選挙委員長は当選人の氏名を速やかに管理委員長に報告するとともに、当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を管理委員長に提出しなければならない。

(立会人)

第10条 投票が行われる選挙区の候補者は、各候補者につき1名の立会人を指名することができる。立会人は、選挙委員会の行う選挙事務の妨げにならない範囲で、選挙事務の状況を監視することができる。

(当選人の通知および公告)

第11条 第8条第1項ただし書きにより当選人が決定したとき、および第9条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長はすみやかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選人の氏名を公告し、かつ当選人に当選の旨を通知しなければならない。

(就 任)

第12条 当選人は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届け出た場合はこの限りではない。

(補 充)

第13条 総定数の5分の1を超えて総数が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は欠員を生じた選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

2 補充選挙については、前各条を準用する。

(異議の申立)

第14条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告があった日から7日以内に、申立人が自ら書面を持って、管理委員長に対してこれを行う。

2 前項の申立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知しなければならない。

(選挙録)

第15条 管理委員長は総代選挙の実施状況に係る事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに記名押印し、理事長に提出しなければならない。

2 1以上の選挙区において投票があったときは、第9条第5項による記録書を添付することを要する。

3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類とともに、少なくとも1年間保存しなければならない。

(細 則)

第16条 理事会は、法令、定款、およびこの規約に定めのない総代選挙に係る事項について、細則を定めることができる。

(改 廃)

第17条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(附 則)

1. この規約は、平成29年7月12日熊本県小中学校生活協同組合創立総会にて制定する。

2. この規約は、この組合成立の日から施行する。

## 2018年度 総代名簿

<p>&lt;熊本地区 1&gt; 本郷 敏夫</p> <p>&lt;宇城地区 15&gt; 今村 邦予 入江 政司 大橋 勇一 須藤 哲郎 永井 弘子 中村 勝美 福原 浩二郎 福原 千里 藤芳 幸子 堀川 秀司 本田 千鶴子 本田 博通 前田 由起 松岡 真史 吉田 典代</p> <p>&lt;玉名地区 12&gt; 赤木 涼子 大寺 義光 吉柳 きよみ 嶋添 啓一郎 中島 弓恵 西村 敏也 深浦 功 福田 裕士 前田 正 溝田 健一 溝田 美幸 山本 和明</p> <p>&lt;菊池地区 20&gt; 赤星 裕子 上野 直己 上坂 泰司 岡崎 和憲 岡村 啓子 加来 麻樹 金森 竜彦 久木田 絹代 小堀 久男</p>	<p>栃原 康晴 富田 欣生 西 一良 春木 正臣 藤田 博子 水上 浩司 水上 真里 満永 庄太郎 山本 葉月 渡邊 伸子 渡邊 道信</p> <p>&lt;阿蘇地区 4&gt; 西岡 茂昭 林 賢一 山本 暁子 和田 公介</p> <p>&lt;上益城地区 10&gt; 赤星 秀一 岩田 智巳 上野 眞理子 澤村 法顕 清水 大介 田 和裕 瀧口 祐子 仲原 譲司 中村 恵子 吉本 直幸</p> <p>&lt;八代地区 12&gt; 井上 正澄 岩本 和子 太田 一郎 大矢 眞奈美 岡田 伸之 金丸 ひかる 澤村 優夫子 澤本 伸生 外海 卓二 呑田 美紀子 山口 幸弘 山田 和弘</p>	<p>&lt;芦北地区 10&gt; 上野 真実子 梅田 卓治 江上 留美子 小島 眞紀 小島 憲二郎 椎葉 あけみ 椎葉 一誠 田中 睦 津江 成子 津江 親博</p> <p>&lt;球磨地区 9&gt; 上野 美江子 上野 喜昭 大柿 勝彦 尾方 泰之 迫 みゆき 中村 美代子 西 美保里 藤原 康人 松原 由紀子</p> <p>&lt;天草地区 10&gt; 池田 美保 梅田 有紀 鬼塚 昭美 佐々木 恵 佐々木 康雅 田中 久雄 中西 毅 早坂 瞳 早坂 博俊 村枝 哲弥</p> <p>&lt;その他教育機関 7&gt; 江浦 一美 緒方 麻衣子 黒木 彩 杉 千恵 福永 薫 宮本 貴保子 吉邑 郁子</p>
---	--	--

< メモ >

